

議案第12号

取手市立教育相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立教育相談センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手市立教育相談センターの施設の老朽化に伴い、同センターを旧取手市立戸頭西小学校に移転し、より整った環境のもと教育相談に関する援助指導を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立教育相談センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立教育相談センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(位置)</u> 第2条 教育相談センターは、<u>取手市戸頭八丁目10番1号</u>に置く。</p>	<p><u>(位置等)</u> 第2条 教育相談センターは、<u>取手市岡1088番地1</u>に置く。</p>

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。